

稲沢市民病院医療事務業務委託事業者公募要項

1 趣旨

この要項は、稲沢市民病院医療事務業務を委託する委託先を公募により選定するため、必要な手続きについて定めるものである。

2 運営事業者選定の方法

運営事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

3 委託業務の概要

- (1) 業務名 稲沢市民病院医療事務業務
- (2) 業務内容 「稲沢市民病院医療事務業務委託仕様書」を基準とする。
- (3) 委託期間 令和8年10月1日から令和10年9月30日まで（2年間）
※契約締結日から委託業務開始日までは当該業務の準備期間とし、契約締結日については、優先交渉権者決定後の協議事項とする。
- (4) 業務場所 愛知県稲沢市長東町沼100番 稲沢市民病院
- (5) 参考 当該業務の令和7年度委託費用予算額は次のとおり。
金 259,562,336円

4 委託料見積りの条件

- (1) 委託料は、3年度分(令和8年度～令和10年度)を毎年度分積算のうえ、見積書を作成すること。
- (2) 消費税及び地方消費税を含まないこと。

5 スケジュール（予定）

内 容	期 間 ・ 期 限 等
(1) 公表及び参加申請書配布開始	令和8年6月17日(水)
(2) 参加申請書受付期間	令和8年6月22日(月)～6月26日(金)
(3) 質問書受付期間	令和8年6月22日(月)～6月26日(金)
(4) 現地見学会	令和8年6月26日(金)
(5) 質問回答	令和8年7月3日(金)
(6) 提案書の提出	令和8年7月13日(月)～7月16日(木)
(7) プレゼンテーション審査の実施	令和8年7月下旬
(8) 審査結果通知	令和8年8月上旬

※期間中の受付時間は9時から17時まで。

※上記のスケジュールは変更の可能性あり。

6 病院の概要

- (1) 所在地 : 稲沢市長東町沼 100 番地
- (2) 病床数 : 278 床
- (3) 建物概要 : 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造（免震構造）、地上 6 階
- (4) 診療科目 : 19 診療科
- (5) 休診日 : 土・日・祝日・1 月 2 日～1 月 3 日及び 12 月 29 日～31 日
- (6) 平成 25 年 9 月から、電子カルテを稼働。
- (7) 想定患者数

患者数	令和 7 年度
入院患者数	64,676
外来患者数	124,921

※上記人数は委託期間中の患者数を保証するものではありません。

7 参加資格要件

下記の条件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申請書の提出から審査結果通知までの間、稲沢市指名停止取扱要領（平成 16 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止措置、又は愛知県から同様の措置等を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けたとき若しくは更生計画認可決定を受けたとき、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたとき若しくは再生計画認可決定を受けたときについては、この限りでない。
- (4) 国税及び地方税の滞納が無いこと。
- (5) 「稲沢市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 27 年 2 月 9 日付け稲沢市長・稲沢市教育委員会教育長・稲沢市病院事業管理者・愛知県稲沢警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (6) 本院と同程度以上の診療科目を有し、一般病床数が 200 床以上の複数の DPC 実施病院において、医事業務の受託実績を、継続して 3 年以上有する者であること。（一般病床とは、医療法に規定された療養病床、結核病床、精神病床及び感染症病床以外の病床をいう。）

8 参加申請書・提案書の提出について

稲沢市民病院医療事務業務事業者参加申請書・提案書作成要領を参照すること。

9 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問については、令和8年6月26日（金）17時までに質問書（様式6）を提出すること。

（1）提出方法

「稲沢市民病院事務局医事課」まで電子メールを送付すること。なお、必ず電話で届いているかの確認を行うこと。

（2）回答方法

令和8年7月3日（金）に電子メールにて回答予定。

10

現地見学会

プロポーザル参加者に対して下記のとおり現地見学会を行う。

（1）開催日 令和8年6月26日（金）午前（予定）

（2）参加者は、1事業者につき2名までとする。

（3）令和8年6月24日（水）午後3時までに現地見学会参加申込書（様式7）を、電子メールにて送付すること。なお、必ず電話で届いているかの確認を行うこと。

※状況によっては中止する場合もある。

11 プレゼンテーションについて

参加申請書・提案書等の書類審査後、プレゼンテーションを行う。

（1）提出書類

本業務の受託先の選定に当たり、提出された提案書等に基づきプレゼンテーションを行う。

※提案内容については、約15分間のプレゼンテーションを行う。その後、10分程度の質疑を予定。

（2）開催日時

プレゼンテーションの開催日及び時間については、対象となった参加事業者に別途通知する。

12 審査基準

提出された提案書の評価の基準は次のとおりとする。

評価項目	評価内容
（1）見積評価	・ 委託料見積書
（2）基礎審査項目	・ 過去の受託実績 ・ 経営の安定性
（3）加点審査項目 （基本方針）	・ 基本方針 ・ 教育・研修

	<ul style="list-style-type: none"> ・人材・組織 ・業務遂行 ・経営支援 ・自由提案
--	---

1 3 審査方法

(1) 選定方法

提案内容の審査は、稲沢市民病院が設置する審査委員会において審査する。

審査は、書面審査に加え提案の趣旨を正しく理解するため、(1) 基礎審査項目、(2) 加点審査項目を審査後、プレゼンテーションを行う。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、参加事業者全員に通知する。

なお、審査結果及び審査の経過についての問い合わせ、異議申し立てに対しては一切応じない。

(3) 選定後の手続き

審査結果通知後、優先交渉権者は業務内容等について発注者と協議し、協議が整い次第、契約締結を行うこととする。この時点で、協議が整わない場合は、次点者と協議を行う場合がある。

契約内容は、本プロポーザルの仕様書及び提案書に基づき決定するが、協議の上で仕様書を変更する場合がある。

1 4 その他

(1) 以下に掲げる者が行った提案書等の提出は無効とする。

ア プロポーザルに参加する資格のない者

イ 虚偽の内容を記載した者

ウ 公募要項等に記載されている事項に違反した者

エ その他、公正な審査や評価に影響を及ぼす行為があったと認められる者

(2) 提案書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じる事項に係る責任は、全て参加事業者が負うものとする。

(3) 提出された提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(4) 提出書類等の返却は行わない。また、提案書の内容に対して、確認、問合せ、追加書類の提出を求めることがある。

(5) 本プロポーザルに要する費用は、参加者事業者の負担とする。

(6) 結果の発表に当たっては、提案内容を公表する場合がある。

(7) 参加申請を取消す場合は、医療事務業務受託提案辞退届の提出が必要である。

(8) 当該業務は、長期継続契約に基づくものとするため、契約期間中に歳出予算の減額または削除があった場合は、当該契約を解除する。

- (9) 病院運営の都合により当該契約を解除することができる。この場合は、事業者の負担により現状回復を行うこと。また、事業者に損失が生じたとしても病院はその責を負わない。

15 担当課

〒492 - 8510 愛知県稲沢市長東町沼100番地
稲沢市民病院事務局 医事課 高野
TEL : 0587-32-2111
FAX : 0587-32-2151
メール : hp-iji@city.inazawa.aichi.jp